

おばま



市議会だより



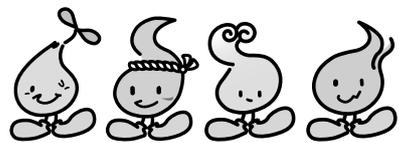
放生祭・若狭路博イベントから（小浜市街地にて）



交流・活力、そして未来の創造

若狭路博2003

水と炎の千年祭



会期：平成15年9月14日（日）～10月13日（祝・月）[30日間]

会場：メイン会場/小浜市川崎地区 サブ会場/小浜市竜前地区および小浜市街

9

平成14年
月定例会

主な内容

- 9月議会のハイライト・・・P2
- 常任委員会審査概要・・・P3
- 9月定例会の一般質問・・・P4
- 決算特別委員会の設置・・・P8

平成14年10月25日

No. **93**

編集・発行 小浜市議会編集委員会

意見書の文面



北朝鮮に拉致された日本人の救出と
真相解明を求める意見書を可決

昭和五十三年七月、小浜市の海岸から地村保志さん、浜本富貴恵さんが突然行方不明となつてから二十四年が経ちました。その間、肉親の方々の必死の努力により、ようやく本年九月十七日、北朝鮮が拉致した事実を認め、事件の真相が徐々に明らかにされてまいりました。

北朝鮮に拉致された日本人の救出と真相解明を求める意見書

昭和53年7月7日に、地村保志さん、浜本富貴恵さんが北朝鮮に拉致され、今日まで24年の長い年月が経過した。

警察をはじめ関係者の必死の捜索にもかかわらず、繰り返される北朝鮮側の「拉致はありえない」という発言により解決の糸口も見えず、希望への小さな光を求める肉親におかれては、まさに苦痛の人生であった。

しかし、日朝国交正常化交渉への一歩となる、9月17日の日朝両首脳の間直接交渉において、日本が再開の第一条件として提示した「拉致疑惑の解明」に応え、北朝鮮側の提出した資料で拉致の真相の一端が明らかにされた。

その内容は極めて残酷で5名生存、8名死亡、1名不明という内容は日本全国に衝撃を与え、日本国民は大きな悲しみと怒りに打ち震えている。

その中において、小浜市民である地村保志さん、浜本富貴恵さんが平壤に生存し、お子さん3人と共に暮らしておられると伝えられたことは、不幸中の幸いである。

私達は、全国の拉致に関係する皆様の今までの辛苦と今後も続くであろうご苦勞に対し日本政府が全力を挙げて支援と拉致事実の真相解明および二度とこういう事が起こらない為の手立てを求めるものである。

よって、関係行政庁に対して下記の事項について強く要望する。

記

- 1 生存者と家族の早期面会と早期帰国の実現
- 2 拉致の真相解明
- 3 二度とこのような非人道的な行為を繰り返させない為の日朝国交正常化の慎重な取り組み

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成14年9月19日

小浜市議会

これを受け、小浜市議会では、九月定例会において、北朝鮮に拉致された日本人の救出と真相解明を求めるため、左記の意見書を全員賛成により可決し、内閣総理大臣ほか関係行政庁へ提出いたしました。今後は、市議会として、人道に許されないこの事件の早期における真相解明と、拉致されている日本人の早期帰国に向け、全力を挙げて取り組む決意です。

- 小浜市公平委員会委員の選任に同意
- 石田 巧氏 (小浜市北塩屋)
- 石橋 孝子氏 (小浜市栗田)

陳情および意見書の
審議結果

陳情

〇陳情第四号

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情書

(陳情者 福井県教職員組合 小浜支部長 上林基夫)

〇陳情第五号

小中高等学校「三〇人以下学級」の推進等を求める陳情書

(陳情者 福井県教職員組合 小浜支部長 上林基夫)

〇陳情第十号

平成十三年陳情第十号「道路改良事業の「納得できる」必要理由提示等に関する陳情書

(陳情者 上中町新道 池田憲生)

意見書

〇意見書第四号

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

〇意見書第五号

小中高等学校「三〇人以下学級」の推進等を求める意見書

〇意見書第六号

北朝鮮に拉致された日本人の救出と真相解明を求める意見書

9月定例会日程

4日	本会議 会期決定・報告・議案（補正予算等） 上程・質疑・採決
5日～8日	休会
9日～10日	一般質問
11日～18日	休会（委員会審査）
19日	本会議 常任委員長報告・質疑・討論・採決

9月定例会の議案件数と結果について

議案 四十件

内訳

- ・ 一般会計補正予算 二件（原案可決）
- ・ 議案第六十九号
- （二二一） 一、三千円を増額補正し、一般会計歳入歳出総額を一四、八六〇、二六二、一〇〇千円へ）
- ・ 議案第八十四号
- （七、七二九千円を増額補正し、一般会計歳入歳出総額を一四、八六七、九九〇千円へ）
- ・ 特別会計補正予算 五件（原案可決）
- （小浜市国民健康保険事業特別会計補正予算ほか）
- ・ 条例 十件（原案可決）
- （小浜市生活安全条例の制定ほか）
- ・ 専決処分 一件（原案承認）
- （小浜市市税条例の一部を改正する条例）
- ・ その他 一件（原案可決）
- （議員派遣の件）
- ・ 人事案件 二件（原案同意）
- （小浜市公平委員会委員選任の件）
- ・ 継続審査 十三件
- （平成十三年度小浜市一般会計歳入歳出決算の認定についてほか）
- 【採決】 二件
- 【不採決】 一件
- 【意見書】 三件
- 【可決】 三件

九月定例会常任委員会 主な付託案件審査概要

《企画総務常任委員会 富永 芳夫委員長》

- 一、議案第六十九号歳出第一款総務費第一項総務管理費第七目企画費「上加斗集会所改築補助金」一八四、四〇〇千円について審査。この歳出は集落集会所等設置事業に基づくもので、この事業は、昭和五〇年発足以降現在まで、市内全区の八〇％が利用。この歳入は年一、二ヶ所で、利用頻度が少ない。（原案可決）
- 二、議案第八十四号歳入第十七款諸収入第五項雑入第二目雑入第二節民生費雑入七、七二八千円について審査。この歳入は、現在建設中の「生きがい活動拠点施設」の工事請負契約の解除による違約金と前払保証金の合計。違約金は請け負い代金の十分の一の四、九二八千円。前払保証金は工事前払金、四、九〇〇千円と出来高一四、三三〇千円の二、一五三、七五〇円との不足差金一、七四六、二五〇円。（原案可決）

《まちづくり常任委員会 山口 貞夫委員長》

- 一、議案第六十九号 一般会計補正予算（原案可決）
- ① 第二款総務費第三目鉄道新線電化対策費八〇〇千円小浜線利用促進助成金
- ② 第四款衛生費第六目下水道整備費二、一六〇千円消火栓設置に伴う水道事業繰出金
- ③ 第六款農林水産業費 うち農業費二九、七八八千円 主に谷田部不動寺頭首工調査事業
- 同林業費二四、六七〇千円 主に森林整備地域活性化支援交付金
- 同水産業費二、二二八千円 主に新規漁業就業者奨励・振興・県単漁港建設費
- ④ 第七款商工費七、四四〇千円 主に観光案内看板と食のまちづくり推進費、拠点施設借地料減額補正
- ⑤ 第八款土木費六三、一三二千円 土木管理費及び道路橋梁費、主に道路補修整備と除雪車両費
- 同都市計画費、主に街路事業、公共下水道、公園費
- 同住宅費、主に公営住宅管理経費

- ⑥ 第九款消防費九四、四〇〇千円 若狭消防組合負担金（消火栓）
- 議案第七十一号 下水道事業特別会計補正予算（原案可決）
- 議案第七十二号 農業集落排水事業特別会計補正予算（原案可決）
- 議案第七十四号 水道事業会計補正予算（原案可決）
- 議案第七十五号 小浜市生活安全条例の制定について（原案可決）
- 議案第七十九号 小浜市男女共同参画推進条例の制定について（原案可決）
- 議案第八十一号 小浜市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（原案可決）
- 議案第八十三号 小浜市企業振興条例の一部改正について（原案可決）
- 議案第八十三号 小浜市簡易水道設置条例の一部改正について（原案可決）
- 平成十三年陳情第十号 道路改良事業の「納得できる」必要理由提示等に関する陳情書（不採決）

《民生文教常任委員会 池田 英之委員長》

- 一、議案第六十九号のうち、社会福祉費 長寿お祝い事業七九千円について審査。名簿作成を民間委託業者へ委託する事業。（原案可決）
- 二、同議案、社会福祉費 日常生活用具給付事業一、五一六千円について審査。独居老人世帯における緊急通報装置設置台数が増加したための補正。（原案可決）
- 三、同議案、児童福祉費 子育てにやさしいまちづくり事業二、一〇〇千円について審査。市公共施設十箇所、民間施設二箇所にベビーカー、ベビシートを設置する事業。（原案可決）
- 四、同議案、児童福祉費 聖ルカ乳児保育園措置委託料八、五九五千円の減額について審査。園児数の減少による減額。（原案可決）
- 五、同議案、衛生費 不燃物最終処分場施設管理費二、四〇〇千円について審査。小浜市一般廃棄物最終処分場搬入・出道路再計画に伴う調査設計・工事費。（原案可決）
- 六、同議案、小学校費 小学校教育振興経費一、四〇〇千円、中学校教育振興経費六〇〇千円について審査。いずれも学校図書館の図書購入費。（原案可決）
- 七、同議案、中学校費 中学校競技大会等出場補助金一、五八三千円について審査。北信越大会、全国大会の出場補助金。（原案可決）
- 八、同議案、社会教育費 文化会館運営管理費六、六〇〇千円について審査。屋上の防水補修工事。（原案可決）
- 九、同議案、社会教育費 伝統的建造物保存活用事業三三、三〇〇千円について審査。伝統的建造物「酔月」の保存修理し、「まちづくり館」（仮称）として公開活用を促す事業。（原案可決）
- 十、同議案、社会教育費 歴史的景観形成補助金二、五〇〇千円について審査。景観形成地区での景観形成に対する補助。（原案可決）
- 十一、議案第七十八号、小浜市総合福祉センターの設置および管理に関する条例の一部改正について審査。新設の生きがい活動拠点施設の設置に伴う改正。（原案可決）
- 十二、議案第八十四号のうち、社会福祉費 生きがい活動拠点施設整備事業七、七二九千円について審査。工事請負業者より契約解除の申し入れによる工事再開継続に必要とする経費。（原案可決）
- 十三、陳情第四号「義務教育費の国庫負担制度の堅持を求める陳情書」 陳情第五号「小中高高等学校三〇人以下学級の推進を求める陳情書」について審査。（いずれも採決）